

# 令和8年度 固定資産税(償却資産)の申告のてびき

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産も課税の対象となります。工場・商店・飲食店・美容室・駐車場・アパート等を経営し、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、松山市に所在している償却資産を申告していただくことになっています（地方税法383条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、このてびきを参考に申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

**申告は令和8年2月2日(月)までにお願いします。**

※ 窓口が混雑するため

**なるべく郵送で1月15日(木)までの提出にご協力をお願いします。**

（資産の増減がない場合、廃業や移転、休業または該当する資産がない場合も、申告書の備考欄に記入し提出してください）

## 1. 債却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業を行っている方が土地・家屋以外で事業のために用いている構築物・機械・器具備品等の資産で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産のことをいいます（所有者が自ら営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます）。

### （1） 債却資産の種類

家屋として評価・課税されていないもので、下記の具体例のような資産は償却資産として申告が必要となります。分類にしたがって申告書や明細書を作成してください。

資産の種類			具 体 例
1 構築物	構築物	門・塀(10~35)、擁壁(20~50)、看板等の広告設備(10~20)、駐車場舗装(10~15)、緑化施設(20)、ビニールハウス(5~14)、外灯(10)、その他土地に定着した設備等	
	建物	賃借人(テナント)が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備(10~25)等、プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロック等の簡易な建物(5)、建築設備のうち償却資産として扱うもの[3ページの(4)参照]、受変電設備(キュービクル)・自家発電設備(15)、屋外給排水設備(15)等	
	建物付属設備		
2	機械及び装置	太陽光発電設備(17)、各種製造設備等の機械及び装置、パワーショベル(5)等の建設機械、各種医療機器(5~8)等	
3	船	客船・貨物船・遊覧船・漁船・釣船(4~15)、ボート(4~5)等	
4	航空機	飛行機(5~10)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)等	
5	車両及び運搬具	フォークリフト(4)等の大型特殊自動車 (分類番号が「0, 00~09, 000~099」、「9, 90~99, 900~999」の車両)	
6	工具・器具及び備品	事務机椅子(15)、応接セット(8)、テレビ(5)、ルームエアコン(6)、冷蔵庫(6)、厨房用品(5)、コピー機(5)、パソコン(4)、LAN配線(10)、サーバー(5)、電話機(6)、陳列ケース(8)、自動販売機(5)、消毒殺菌器(4)、洗濯機(6)、金庫(20)、レジスター(5)、ごみ置場(7)、防犯カメラ(6)、看板(3)等	

( )内の数字は各資産の耐用年数です。

## (2) 申告の対象となる資産

- 令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、下記の資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。
  - ① 債却済資産（減価償却が終わった資産でも現に事業に使用されているもの）
  - ② 遊休資産・未稼働資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
  - ③ 建設仮勘定に計上されている資産（賦課期日までに完成し、事業の用に供されている場合）
  - ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）でも事業に使用されているもの
  - ⑤ 事業を行わない者が所有している資産でも、他の事業用として貸付けているもの
  - ⑥ 改良費（新たな資産として、本体とは区分して申告）
  - ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産でも個別に減価償却しているもの
- ※ 所有権移転外リース資産は、リース会社（貸主）が申告、所有権移転リース資産は原則として償却資産を使用している借主の方が申告となります。

## (3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税や軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車等
- ② 無形減価償却資産（営業権・ソフトウェア等）
- ③ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ・取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金または必要経費に算入されたもの
  - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

### 〈参考〉

#### 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
  - ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
  - ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ただし、下記a、bに記載する資産は、申告対象となりますのでご注意ください。
- a 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
  - b 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

30万円未満		中小企業特例 (*3)		個別減価償却 (*4)
20万円未満				
10万円未満	リース資産 (ファイナンス・ リース)	3年一括償却 (*2) (*5)	一時損金算入 (*1) (*5)	

(\*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

■課税対象となる資産

(\*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

■課税対象とならない資産

(\*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(\*4) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため個別に減価償却することはありません。

(\*5) 一括償却資産の3年償却及び一時損金算入における対象資産については、令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は、これらの償却方法の対象外となります。

#### (4) 家屋と償却資産の区分

下表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
電気設備	受変電設備	設備一式		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	予備電源設備	発電機設備・無停電電源設備等		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	LAN設備	設備一式		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	火災報知器	設備一式	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
給排水衛生設備	給排水設備	屋外給排水設備・引込工事		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	消防設備	消火栓設備・スプリンクラー設備等	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)・業務用設備		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
		上記以外の設備	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
太陽光発電設備	屋根据置き型			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	屋根材一体型		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

## 2. 申告時の提出書類及び記載要領について

### (1) 申告の方法と提出書類

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	*令和7年1月2日以降、新たに事業を開始された方 *初めて申告をされる方 *電算処理方式で申告をされる方	令和8年1月1日現在所有している全資産	①償却資産申告書(※1) ②種類別明細書(増加資産・全資産用)緑色
資産の増減申告	*前年度申告をされた方で令和7年1月2日以降、資産の増加・減少のあった方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加または減少した資産	①償却資産申告書(※2) ②種類別明細書(増加資産・全資産用)緑色 ③種類別明細書(減少資産用)赤色(※3)
	*前年度申告をされた方で令和7年1月2日以降、資産の増加・減少のなかった方		①償却資産申告書(※4) (種類別明細書の提出は不要)

〈※1〉 該当する償却資産がない場合は、償却資産申告書の【17備考】欄のアの「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

〈※2〉 廃業や転出等で該当資産がすべてなくなった場合や、休業の場合は、償却資産申告書の全資産減少を記入し、【17備考】欄のイの「4. 廃業・休業・その他」に○をつけ、その年月日・具体事項等を記載して提出してください。

〈※3〉 種類別明細書(減少資産用)には申告された全資産が印刷されています。前年中に異動があった資産について記載し、減少資産がある場合は必ず提出してください(修正されたページのみ)。

〈※4〉 傷却資産申告書の【17備考】欄のアの「2. 資産増減なし」に○をつけて提出してください。

### (2) 申告しなかったり、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び松山市市税賦課徴収条例第60条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または罰金等を科せられることがあります。

### 3. 債却資産の評価額・税額の計算方法

#### (1) 評価額の計算方法

償却資産の一品ごとの取得時期・取得価額・耐用年数をもとに、評価額（決定価格）を計算します。

初年度評価額（前年中に取得した資産）	当年度評価額（前年前に取得した資産）
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$	$\text{初年度評価額} \times (1 - \text{減価率})^{n-1}$

※ n = 債却資産を取得した年から起算して本年度分の固定資産税の賦課期日までの経過年数

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。

耐用年数に応ずる減価率表（評価基準別表第15）

耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率	耐用年数	減価償却率
2年	0.684	7年	0.280	12年	0.175	17年	0.127
3年	0.536	8年	0.250	13年	0.162	18年	0.120
4年	0.438	9年	0.226	14年	0.152	19年	0.114
5年	0.369	10年	0.206	15年	0.142	20年	0.109
6年	0.319	11年	0.189	16年	0.134	25年	0.088

※ 国税の税制改正による減価率（新定率法）は、債却資産には適用されません。

#### (2) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額} (1,000円未満切り捨て)} \times \boxed{\text{税率} (1.4\%)} = \boxed{\text{税額} (100円未満切り捨て)}$$

※ 課税標準額とは、資産の評価額（決定価格）の合計のことで、課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

参考 税額の計算例（概算）（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

※ 一般方式で申告される場合は、計算して記入する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	R8年度評価額	①+②の合計
アスファルト舗装	R7.9	2,000,000	10年	0.206	$2,000,000 \times (1 - 0.206/2) = \boxed{1,794,000}$ ①〈R8年度評価額〉	
応接セット	R6.5	500,000	8年	0.250	$500,000 \times (1 - 0.250/2) = 437,500$ 〈R7年度評価額〉 $437,500 \times (1 - 0.250) = \boxed{328,125}$ ②〈R8年度評価額〉	2,122,125 〈R8年度評価額〉

1品ずつの評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額



↓  
1,000円未満を切り捨て、税率1.4%をかけます。  $2,122,000 \text{円} \times 1.4\% = 29,708 \text{円}$

↓  
100円未満を切り捨てます。  $29,708 \text{円} \rightarrow \boxed{29,700 \text{円}} \text{ (税額)}$

### 4. 税率・免税点・納期について

- (1) 税率……課税標準額の1.4%
- (2) 免税点……課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
- (3) 納期……1期4月・2期7月・3期9月・4期12月

## 5-1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載要領

令和 8 年 1 月 12 日 (あて先) 松山市長 受付印		令和 8 年度 <b>償却資産申告書(償却資産課税台帳)</b>									
		(6) 所有者コード 000123456789									
		<small>第二十六号様式 (提出用)</small>									
所有者 (ふりがな) 1 住所 【又は納稅通知書送達先】	〒790-8571 まつやまし ばんちょう 松山市二番町4丁目7-2 (電話 089-948-6309)			3 個人番号又は法人番号	7123456789012	8 短縮耐用年数の承認			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
				4 事業種目 (資本金等の額)	10 食品製造業 (10 百万円)	9 増加償却の届出			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
所有者 (ふりがな) 2 氏名 【法人にあってはその名称及び代表者の氏名】	まつやま 松山株式会社 様 代表取締役 松山 太郎 (屋号 道後フーズ)			5 事業開始年月	S40 年 5 月	10 非課税該当資産			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
				6 この申告に応答する者の係及び氏名 (電話 089-948-6309)	松山 花子	11 課税標準の特例			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
				7 税理士等の氏名 (電話 089-948-6311)	松 一郎	12 特別償却又は圧縮記帳			<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
										13 税務会計上の償却方法	定率法/定額法
										14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)				15	松山市内に おもな事業所等の資産の 所在地及び 家屋の所有区分				
		800,000	2,000,000	2,800,000		16	① 松山市二番町4丁目7-2 ② 松山市三番町6丁目6-1 ③				
		550,000	300,000	6,000,000	6,250,000		(自己所有 借 家)				
		0	0	0	0		(自己所有 借 家)				
		0	0	0	0		(自己所有 借 家)				
		1,000,000		800,000	1,800,000		(自己所有 借 家)				
		2,250,000	670,000	1,100,000	2,680,000		(自己所有 借 家)				
		4,600,000	970,000	9,900,000	13,530,000		(自己所有 借 家)				
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		評価額(木)				17	備考(添付書類等)				
		決定価格(ヘ)				課税標準額(ト)					
		1 構築物					ア. 資産の状況	(該当番号に○をつけてください)			
		2 機械及び装置					① 資産増減あり	2. 資産増減なし	3. 該当資産なし		
		3 船舶					イ. 下記の異動等があった場合は、該当番号に○をつけ具体事項を記載してください。				
		4 航空機					① 名称変更	2. 住所変更	3. 合併	4. 廃業・休業・その他	
		5 車両及び運搬具					(令和 7 年 6 月 30 日)				
		6 工具、器具及び備品					(変更前)道後株式会社 (変更後)松山株式会社				
7 合計					18	入力日	担当者番号	松山市			

- 1 住 所 (または納稅通知書送達先) と電話番号を記載し、ふりがなをふってください。
- 2 氏 名 氏名 (法人の場合は、法人名・代表者) を記載し、ふりがなをふってください。
- 3 個人番号または法人番号 マイナンバーを記載する場合は、左端を1文字空けて記入してください。
- 4 事 業 種 目 事業内容・資本金の額を記載してください。
- 5 事 業 開 始 年 月 事業開始年月を記載してください。
- 6 この申告に応答する者 の 係 及 び 氏 名 この申告について直接応答できる方の氏名・電話番号を記載してください。なお、【7税理士等の氏名】が応答先となる場合は、7と同内容を記載してください。
- 7 税 理 士 等 の 氏 名 この申告について税理士等が関与している場合はその氏名・電話番号を記載してください。
- 8 ~ 14 該当する方を○で囲んでください。
- 15 市内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分 松山市内の資産の所在地を記載(事業所が複数ある場合はすべて)し、家屋の所有区分のどちらか該当する方を必ず○で囲んでください。
- 16 借 用 資 産 該当する方を○で囲み、貸主の名称等を記載してください。
- 17 備 考 添付した書類の名称等の参考事項を記載してください。
- ア 前年中の資産の状況について該当する番号に○をつけてください。
- イ 所有者の名称・住所等の変更があった場合、該当する番号に○をつけて具体事項を記載してください。別紙に変更を記載した場合でも、こちらに簡単に記載をお願いします。(廃業・休業・転出等で松山市内から償却資産が無くなった場合は、全資産減少してください。)
- ① 前年前に取得したもの(イ) 前年までに申告された資産の合計が印刷されています。
- ② 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少(売却・滅失・移動等)したものの取得価額を記載してください。
- ③ 前年中に取得したもの(ハ) 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受入れ等)したものや前年前に申告もれになっていたものの取得価額を記載してください。
- ④ 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) 今年、初めて申告される方は全資産の取得価額を記載してください。
- ⑤ 評価額・決定価格・課税標準額 令和8年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
- ⑥ 所 有 者 コ ー ド 記載する必要はありません。ただし、電算処理方式で申告をされる方は記載してください。
- 前年度までに申告された方で、松山市が送付した申告書以外で申告される場合や電子申告(e-L-T-A-X)の場合は、所有者コードを記載してください。

## 5-2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載要領

令和8年度 所有者コード 12345678			種類別明細書（増加資産・全資産用） ※ どちらかに○をしてください。										所有者名 松山株式会社			枚のうち 二十六 号様式別表一 （提出用）	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由 ○ 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他	摘要 ○ 1. 2 3. 4 5. 6 7. 8 9. 10 11. 12 13. 14 14. 15 15. 16 16. 17 17. 18 18. 19 19. 20 20. 21 21. 22 22. 23 23. 24 24. 25 25. 26 26. 27 27. 28 28. 29 29. 30 30. 31 31. 32 32. 33 33. 34 34. 35 35. 36 36. 37 37. 38 38. 39 39. 40 40. 41 41. 42 42. 43 43. 44 44. 45 45. 46 46. 47 47. 48 48. 49 49. 50 50. 51 51. 52 52. 53 53. 54 54. 55 55. 56 56. 57 57. 58 58. 59 59. 60 60. 61 61. 62 62. 63 63. 64 64. 65 65. 66 66. 67 67. 68 68. 69 69. 70 70. 71 71. 72 72. 73 73. 74 74. 75 75. 76 76. 77 77. 78 78. 79 79. 80 80. 81 81. 82 82. 83 83. 84 84. 85 85. 86 86. 87 87. 88 88. 89 89. 90 90. 91 91. 92 92. 93 93. 94 94. 95 95. 96 96. 97 97. 98 98. 99 99. 100 100. 101 101. 102 102. 103 103. 104 104. 105 105. 106 106. 107 107. 108 108. 109 109. 110 110. 111 111. 112 112. 113 113. 114 114. 115 115. 116 116. 117 117. 118 118. 119 119. 120 120. 121 121. 122 122. 123 123. 124 124. 125 125. 126 126. 127 127. 128 128. 129 129. 130 130. 131 131. 132 132. 133 133. 134 134. 135 135. 136 136. 137 137. 138 138. 139 139. 140 140. 141 141. 142 142. 143 143. 144 144. 145 145. 146 146. 147 147. 148 148. 149 149. 150 150. 151 151. 152 152. 153 153. 154 154. 155 155. 156 156. 157 157. 158 158. 159 159. 160 160. 161 161. 162 162. 163 163. 164 164. 165 165. 166 166. 167 167. 168 168. 169 169. 170 170. 171 171. 172 172. 173 173. 174 174. 175 175. 176 176. 177 177. 178 178. 179 179. 180 180. 181 181. 182 182. 183 183. 184 184. 185 185. 186 186. 187 187. 188 188. 189 189. 190 190. 191 191. 192 192. 193 193. 194 194. 195 195. 196 196. 197 197. 198 198. 199 199. 200 200. 201 201. 202 202. 203 203. 204 204. 205 205. 206 206. 207 207. 208 208. 209 209. 210 210. 211 211. 212 212. 213 213. 214 214. 215 215. 216 216. 217 217. 218 218. 219 219. 220 220. 221 221. 222 222. 223 223. 224 224. 225 225. 226 226. 227 227. 228 228. 229 229. 230 230. 231 231. 232 232. 233 233. 234 234. 235 235. 236 236. 237 237. 238 238. 239 239. 240 240. 241 241. 242 242. 243 243. 244 244. 245 245. 246 246. 247 247. 248 248. 249 249. 250 250. 251 251. 252 252. 253 253. 254 254. 255 255. 256 256. 257 257. 258 258. 259 259. 260 260. 261 261. 262 262. 263 263. 264 264. 265 265. 266 266. 267 267. 268 268. 269 269. 270 270. 271 271. 272 272. 273 273. 274 274. 275 275. 276 276. 277 277. 278 278. 279 279. 280 280. 281 281. 282 282. 283 283. 284 284. 285 285. 286 286. 287 287. 288 288. 289 289. 290 290. 291 291. 292 292. 293 293. 294 294. 295 295. 296 296. 297 297. 298 298. 299 299. 300 300. 301 301. 302 302. 303 303. 304 304. 305 305. 306 306. 307 307. 308 308. 309 309. 310 310. 311 311. 312 312. 313 313. 314 314. 315 315. 316 316. 317 317. 318 318. 319 319. 320 320. 321 321. 322 322. 323 323. 324 324. 325 325. 326 326. 327 327. 328 328. 329 329. 330 330. 331 331. 332 332. 333 333. 334 334. 335 335. 336 336. 337 337. 338 338. 339 339. 340 340. 341 341. 342 342. 343 343. 344 344. 345 345. 346 346. 347 347. 348 348. 349 349. 350 350. 351 351. 352 352. 353 353. 354 354. 355 355. 356 356. 357 357. 358 358. 359 359. 360 360. 361 361. 362 362. 363 363. 364 364. 365 365. 366 366. 367 367. 368 368. 369 369. 370 370. 371 371. 372 372. 373 373. 374 374. 375 375. 376 376. 377 377. 378 378. 379 379. 380 380. 381 381. 382 382. 383 383. 384 384. 385 385. 386 386. 387 387. 388 388. 389 389. 390 390. 391 391. 392 392. 393 393. 394 394. 395 395. 396 396. 397 397. 398 398. 399 399. 400 400. 401 401. 402 402. 403 403. 404 404. 405 405. 406 406. 407 407. 408 408. 409 409. 410 410. 411 411. 412 412. 413 413. 414 414. 415 415. 416 416. 417 417. 418 418. 419 419. 420 420. 421 421. 422 422. 423 423. 424 424. 425 425. 426 426. 427 427. 428 428. 429 429. 430 430. 431 431. 432 432. 433 433. 434 434. 435 435. 436 436. 437 437. 438 438. 439 439. 440 440. 441 441. 442 442. 443 443. 444 444. 445 445. 446 446. 447 447. 448 448. 449 449. 450 450. 451 451. 452 452. 453 453. 454 454. 455 455. 456 456. 457 457. 458 458. 459 459. 460 460. 461 461. 462 462. 463 463. 464 464. 465 465. 466 466. 467 467. 468 468. 469 469. 470 470. 471 471. 472 472. 473 473. 474 474. 475 475. 476 476. 477 477. 478 478. 479 479. 480 480. 481 481. 482 482. 483 483. 484 484. 485 485. 486 486. 487 487. 488 488. 489 489. 490 490. 491 491. 492 492. 493 493. 494 494. 495 495. 496 496. 497 497. 498 498. 499 499. 500 500. 501 501. 502 502. 503 503. 504 504. 505 505. 506 506. 507 507. 508 508. 509 509. 510 510. 511 511. 512 512. 513 513. 514 514. 515 515. 516 516. 517 517. 518 518. 519 519. 520 520. 521 521. 522 522. 523 523. 524 524. 525 525. 526 526. 527 527. 528 528. 529 529. 530 530. 531 531. 532 532. 533 533. 534 534. 535 535. 536 536. 537 537. 538 538. 539 539. 540 540. 541 541. 542 542. 543 543. 544 544. 545 545. 546 546. 547 547. 548 548. 549 549. 550 550. 551 551. 552 552. 553 553. 554 554. 555 555. 556 556. 557 557. 558 558. 559 559. 560 560. 561 561. 562 562. 563 563. 564 564. 565 565. 566 566. 567 567. 568 568. 569 569. 570 570. 571 571. 572 572. 573 573. 574 574. 575 575. 576 576. 577 577. 578 578. 579 579. 580 580. 581 581. 582 582. 583 583. 584 584. 585 585. 586 586. 587 587. 588 588. 589 589. 590 590. 591 591. 592 592. 593 593. 594 594. 595 595. 596 596. 597 597. 598 598. 599 599. 600 600. 601 601. 602 602. 603 603. 604 604. 605 605. 606 606. 607 607. 608 608. 609 609. 610 610. 611 611. 612 612. 613 613. 614 614. 615 615. 616 616. 617 617. 618 618. 619 619. 620 620. 621 621. 622 622. 623 623. 624 624. 625 625. 626 626. 627 627. 628 628. 629 629. 630 630. 631 631. 632 632. 633 633. 634 634. 635 635. 636 636. 637 637. 638 638. 639 639. 640 640. 641 641. 642 642. 643 643. 644 644. 645 645. 646 646. 647 647. 648 648. 649 649. 650 650. 651 651. 652 652. 653 653. 654 654. 655 655. 656 656. 657 657. 658 658. 659 659. 660 660. 661 661. 662 662. 663 663. 664 664. 665 665. 666 666. 667 667. 668 668. 669 669. 670 670. 671 671. 672 672. 673 673. 674 674. 675 675. 676 676. 677 677. 678 678. 679 679. 680 680. 681 681. 682 682. 683 683. 684 684. 685 685. 686 686. 687 687. 688 688. 689 689. 690 690. 691 691. 692 692. 693 693. 694 694. 695 695. 696 696. 697 697. 698 698. 699 699. 700 700. 701 701. 702 702. 703 703. 704 704. 705 705. 706 706. 707 707. 708 708. 709 709. 710 710. 711 711. 712 712. 713 713. 714 714. 715 715. 716 716. 717 717. 718 718. 719 719. 720 720. 721 721. 722 722. 723 723. 724 724. 725 725. 726 726. 727 727. 728 728. 729 729. 730 730. 731 731. 732 732. 733 733. 734 734. 735 735. 736 736. 737 737. 738 738. 739 739. 740 740. 741 741. 742 742. 743 743. 744 744. 745 745. 746 746. 747 747. 748 748. 749 749. 750 750. 751 751. 752 752. 753 753. 754 754. 755 755. 756 756. 757 757. 758 758. 759 759. 760 760. 761 761. 762 762. 763 763. 764 764. 765 765. 766 766. 767 767. 768 768. 769 769. 770 770. 771 771. 772 772. 773 773. 774 774. 775 775. 776 776. 777 777. 778 778. 779 779. 780 780. 781 781. 782 782. 783 783. 784 784. 785 785. 786 786. 787 787. 788 788. 789 789. 790 790. 791 791. 792 792. 793 793. 794 794. 795 795. 796 796. 797 797. 798 798. 799 799. 800 800. 801 801. 802 802. 803 803. 804 804. 805 805. 806 806. 807 807. 808 808. 809 809. 810 810. 811 811. 812 812. 813 813. 814 814. 815 815. 816 816. 817 817. 818 818. 819 819. 820 820. 821 821. 822 822. 823 823. 824 824. 825 825. 826 826. 827 827. 828 828. 829 829. 830 830. 831 831. 832 832. 833 833. 834 834. 835 835. 836 836. 837 837. 838 838. 839 839. 840 840. 841 841. 842 842. 843 843. 844 844. 845 845. 846 846. 847 847. 848 848. 849 849. 850 850. 851 851. 852 852. 853 853. 854 854. 855 855. 856 856. 857 857. 858 858. 859 859. 860 860. 861 861. 862 862. 863 863. 864 864. 865 865. 866 866. 867 867. 868 868. 869 869. 870 870. 871 871. 872 872. 873 873. 874 874. 875 875. 876 876. 877 877. 878 878. 879 879. 880 880. 881 881. 882 882. 883 883. 884 884. 885 885. 886 886. 887 887. 888 888. 889 889. 890 890. 891 891. 892 892. 893 893. 894 894. 895 895. 896 896. 897 897. 898 898. 899 899. 900 900. 901 901. 902 902. 903 903. 904 904. 905 905. 906 906. 907 907. 908 908. 909 909. 910 910. 911 911. 912 912. 913 913. 914 914. 915 915. 916 916. 917 917. 918 918. 919 919. 920 920. 921 921. 922 922. 923 923. 924 924. 925 925. 926 926. 927 927. 928 928. 929 929. 930 930. 931 931. 932 932. 933 933. 934 934. 935 935. 936 936. 937 937. 938 938. 939 939. 940 940. 941 941. 942 942. 943 943. 944 944. 945 945. 946 946. 947 947. 948 948. 949 949. 950 950. 951 951. 952 952. 953 953. 954 954. 955 955. 956 956. 957 957. 958 958. 959 959. 960 960. 961 961. 962 962. 963 963. 964 964. 965 965. 966 966. 967 967. 968 968. 969 969. 970 970. 971 971. 972 972. 973 973. 974 974. 975 975. 976 976. 977 977. 978 978. 979 979. 980 980. 981 981. 982 982. 983 983. 984 984. 985 985. 986 986. 987 987. 988 988. 989 989. 990 990. 991 991. 992 992. 993 993. 994 994. 995 995. 996 996. 997 997. 998 998. 999 999. 1000		
					「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他 のいずれかに○印を付けてください。												松山市
①	資産の種類	1 ページの表を参照して、資産の種類を記載してください。															
②	資産の名称等	20字以内で記載してください（漢字・ひらがな記載も可）。															
③	数量	資産の数量を記載してください（一式の場合は999と記載してください）。															
④	取得年月	資産を取得した年月を和暦で記載してください（年号は昭和…S、平成…H、令和…R）。															
⑤	取得価額	取得価額は、その資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取り運賃・荷役費・購入手数料・据付費を含む）を記載してください。															
⑥	耐用年数	消費税については、税務会計（法人税・所得税）における会計処理で、税抜経理方式を採用している場合には消費税を含まない金額、税込経理方式を採用している場合には消費税を含んだ金額で取得価額を記載してください。															
⑦	記載する必要はありません。ただし、電算処理方式で申告される方は記載してください。																
⑧	増加事由	該当する事由の番号を○で囲んでください。															
⑨	摘要	課税標準の特例が適用される資産・非課税資産、増加事由の詳細等を記載してください。															
⑩	小計	そのページの増加した資産の取得価額の合計を記載してください。															

## 5-3. 種類別明細書（減少資産用）の記載要領

所有者コード 00012345678			種類別明細書（減少資産用）							所有者名 松山株式会社		1枚のうち 1枚目	
① 行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード（資産コード）	資産の名称等			② 数 年 号	取得年月		取 ③ 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分 1壳 2失 3移 4その他の 5全部 6一部	摘要 ⑤ 要
			年	月									
01	1	0 0 0 0 0 0 0 1	ブロック塀	1	S 50	5	200,000	15		1・2・3・41・2			
02	1	0 0 0 0 0 0 0 2	構内アスファルト舗装	1	S 63	10	600,000	10		1・2・3・41・2			
03							250,000			1・2・3・41・2			
04	2	0 0 0 0 0 0 0 1	測定機	2	H 20	3	400,000	8		1・2・3・41・2	取得価額400,000のうち 150,000(1台)廃棄		
05	2	0 0 0 0 0 0 0 2	消毒保管庫	1	H 23	3	150,000	4		1・2・3・41・2	A社へ売却		
06										1・2・3・41・2			
07	5	0 0 0 0 0 0 0 1	フォークリフト	1	H 20	7	1,000,000	4		1・2・3・41・2			
08										1・2・3・41・2			
09	6	0 0 0 0 0 0 0 1	応接セット	1	H 10	8	450,000	8		1・2・3・41・2			
10	6	0 0 0 0 0 0 0 2	耐火金庫	1	H 15	3	200,000	20		1・2・3・41・2			
11	6	0 0 0 0 0 0 0 3	看板	1	H 18	5	370,000	3		1・2・3・41・2	使用不能により廃棄		
12	6	0 0 0 0 0 0 0 4	エアコン	1	H 31	2	250,000	6		1・2・3・41・2			
13	6	0 0 0 0 0 0 0 5	テレビ	1	R 1	5	300,000	5		1・2・3・41・2	高松市へ移動		
14	6	0 0 0 0 0 0 0 6	防犯カメラ	1	R 2	2	280,000	6		1・2・3・41・2			
15	6	0 0 0 0 0 0 0 7	複合機	1	R 3	5	400,000	5		1・2・3・41・2			
16										1・2・3・41・2			
17										1・2・3・41・2			
18										1・2・3・41・2			
			小計				⑥ 970,000						松山市

- 前年度までに申告された方は、申告された内容を印刷しておりますので、前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日）に減少した資産や前年（令和7年1月1日以前）に減少していた資産について、下記の要領で記載してください。

- ① 行番号 減少した資産の番号を○で囲んでください。  
 ② 数量 資産が一部減少した場合には、印刷の数量を二本線で消し、減少後の数量を記載してください。  
 ③ 取得価額 資産が一部減少した場合には、印刷の取得価額を二本線で消し、減少後の取得価額を記載してください。  
 ④ 減少の事由及び区分 該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。  
 ⑤ 摘要要 資産が減少した場合は、売却先・移動先等の具体的な減少の事由等を記載してください。  
 ⑥ 小計 そのページの減少した資産の取得価額の合計を記載してください。小計の総合計は、申告書の「前年中に減少したもの(口)」の合計欄と同額になります。

※ 減少資産がある場合は、必ず種類別明細書（減少資産用）を提出してください。

※ 耐用年数や取得年月等、修正したところがあれば、わかるように記載してください。

## 6. 非課税及び課税標準の特例について

- (1) 非課税に該当する資産（固定資産税は課税されません。）

地方税法第348条第2項に該当する資産は、申告と同時に別途非課税申告書と添付書類を提出してください。

- (2) 課税標準の特例に該当する資産（固定資産税が軽減されます。）

地方税法第349条の3、本法附則第15条等の特例を受ける場合は、申告時に別途、特例適用申告書と添付書類を提出してください。〈例〉内航船舶・先端設備等

詳しくは、資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

## 7. 申告内容の確認調査へのご協力のお願い

本市では、申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条・408条に基づき、全事業所を対象に順次、償却資産の調査を実施しています。調査のため、固定資産台帳や法人税・所得税に関する書類の写しの提出依頼や、実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力ををお願いいたします。また調査の結果、修正申告をお願いすることがありますが、この場合、取得年月によっては過年度にさかのぼって修正することもありますので、ご了承ください。

## 8. 申告漏れ等による修正申告について

申告漏れ等により修正申告が必要な場合は、申告書に修正年度と修正部分を明記し、修正申告であることがわかるようにその旨記入して提出してください。(現年度からさかのぼって取得年月に応じて最大5年分は年度ごとに修正申告をしていただく必要があります。)

## 9. 課税台帳の閲覧制度等について

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 価格の決定   | 3月末日に決定します。                            |
| (2) 閲覧      | 4月1日から固定資産課税台帳登録事項は閲覧することができます。        |
| (3) 審査の申し出  | 4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで、審査の申し出ができます。 |
| (4) 不服の申し立て | 納税通知書の交付を受けた日後3か月まで、不服の申し立てができます。      |

## 10. 電子申告について

松山市ではeLTAX（エルタックス）〈地方税ポータルシステム〉を利用した償却資産の電子申告の受付を行っています。eLTAXの利用方法等、詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.1ta.go.jp/>)をご覧ください。

## 11. 申告書の提出期限

令和8年2月2日(月)までに、資産税課に届くようにご提出をお願いします。

※ 申告のない場合は、昨年度までの申告を基に課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますので、ご提出をお願いします。

## 12. 提出先・お問い合わせ先

- お電話で記載方法等のご説明もいたします。お気軽にご連絡ください。

〒790-8571

松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所 理財部 資産税課 儻却資産担当（本館2階）

〈電話〉 (089) 948-6309・948-6310

〈開庁時間〉 8時30分～17時15分（土日祝・年末年始（12/29～1/3）は除く）

※ 松山市役所のホームページ(<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>)から申告書等のダウンロードもできますのでご利用ください。

ホーム > 市政情報 > 各課一覧 > 理財部資産税課 > 儻却資産の申告

## 13. 郵送で申告される方へ

- 申告書は折りたたんで郵送してもかまいません。
- 申告書を郵送される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

松山市役所 理財部 資産税課

償却資産担当行

申告書郵送の際、この宛名ラベルを切り取って、封筒に貼り付けてご利用ください。